

# 宮城県

## 公文書館だより

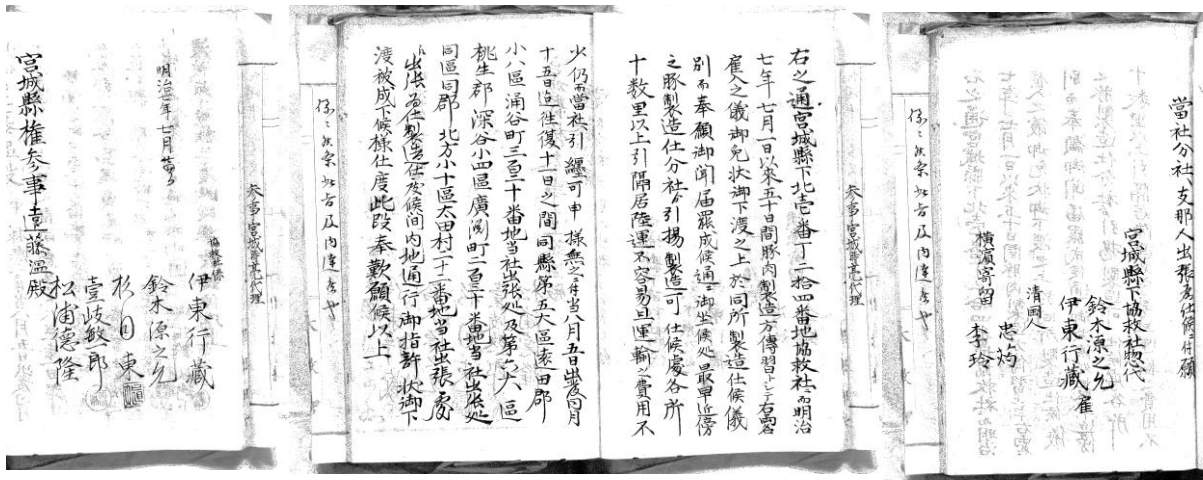
第22号



- ・ 収蔵資料の紹介「お肉と牛乳の話 ―公文書にみる食習慣の変化―」
- ・ 宮城県の一〇知識「史蹟・名勝・天然記念物」
- ・ 公文書館の仕事「マイクロフィルム化」、寄贈図書、お知らせ、利用案内

### 所蔵資料の紹介

## お肉と牛乳の話 ―公文書にみる食習慣の変化―



【写真】「当社分社，支那人出張為仕候二付願」

牛肉，豚肉，牛乳，チーズ，バター。皆さんは，これらの食品がない生活を想像することができるでしょうか。現在，これらは，私たちの食生活に欠かせないものになっています。しかし，そうなったのは，実は，それほど遠い昔の話ではありません。明治時代以降のことなのです。日本の食習慣の変化が言われるようになって久しいですが，大きく言えば，その転機は明治時代に求めることができます。今回は，宮城県の公文書を使うと，明治時代に新たな食習慣が普及する過程をどのようにたどることができるのかを試してみたいと思います。

写真は，仙台の北一番丁にあった救協社という会社が，明治7（1874）年7月24日付で宮城県に提出した願書です（M7-0015：以下，括弧内の記号は，すべて当館の所蔵史料番号）。ちなみに，救協社の名は廃藩置県の際の引継書にも見えます。廃藩置県とほぼ時を同じくして設立され，登米郡米谷村や本吉郡柳津村などで養豚所を営む会社だったようです（『宮城縣史』10）。

願いの内容は，こうでした。当社は，今月から「豚肉製造方伝習」の目的で横浜に寄留している清国人 2

名を50日間雇うことを既に許されている。さっそく豚肉の製造に着手すべきだが、「豚製造仕分社」が10里以上離れた場所にあり、材料を運ぶのが容易ではない。そこで、8月5日から同15日までの間、彼らを遠田郡涌谷町と桃生郡深谷廣渕町にある当社の出張所に出向かせ、製造の指導をさせたい。その間、彼らが内地を通行するのを許可してほしい。

ここからまず読み取れるのは、外国人が国内を往来する際に、逐一許可を求めねばならなかったということでしょう。体調不良が原因で2名の滞在が長引くことになった時も、救協社は、外務省、宮城県、神奈川県にわざわざその旨を報告し、許可を求めています(M7-0015)。もちろん、そのこと自体も非常に興味深いのですが、今回は、そこまでの手間をかけなければ豚肉の製造が覚束なかったこと、そして、そこまでの手間をかけてでも豚肉の製造をする必要が生じていたことに注目したいと思います。この願書は、豚肉が県内で初めて大量に消費される商品になろうとしている状況を示していると思われる。なお、仙台では、この2年前の明治5(1872)年に牛鍋屋の元祖とされる活雲牛肉店が東一番丁立町通りに、3年後の明治10(1877)年に洋食屋大洋亭が東一番丁玉沢横丁にそれぞれ開店したとされています(『仙台市史』通史編6)。明治7年は、まさに肉食が生活の一部になろうとしている時期でした。

とはいえ、この時はまだ、食肉が安定して供給される環境は整っていなかったと思われます。たとえば、明治6(1873)年8月に出された布告は、衛生上の問題などから人家が密集する土地での牧畜を禁止しています(M6-0024)。場所という、かなり根本的な問題が浮上しているのは、牧畜が広がりを見せ始めたのが、この時期であったことを物語っているはず。実際、この布告には、「牧畜ノ儀ハ最大ノ国益ニ付追々盛大ニ至候様勉勵致度事ニ候」と記されています。肉食の一般化は、生産基盤の確立に基づくものではなかったようです。外国の食習慣の影響によるところが大きかったのでしょう。

牧畜は、明治10年代になって本格化します。明治9(1876)年、洋種の牛が初めて宮城県に導入されました。勸業寮から磐井県に渡されていた4頭を、同県の廃止に伴って引き継いだのです。県では、この4頭を種牛として繁殖させて管内に分配するとともに、「乳汁ヲ絞搾シテ衆庶ノ需要ニ応シ又ハポートル、コンデンスミルク、等ノ製造ヲ試験」する意向を示しています(M12-0087)。搾乳技術は幕末に外国から伝わり、明治4(1871)年の北海道開発を機に牛乳の普及が進んだと言われます(湯本豪一『図説明治事物起源事典』柏書房、1996年)。「衆庶ノ需要」が生産基盤の確立に先行している状況は、ここにも見る事ができるわけです。

但し、牧畜は、その後、順調に「盛大」になっていきました。「最大ノ国益」として「勉勵」が図られたのです。そのことは、たとえば、飼育頭数の変化から窥えます。明治10年12月の時点で県内に計630頭いた牛は(M12-0087)、明治13(1880)年には計949頭(M14-0091)、さらに、明治31(1898)年には計1834頭と増えていきます(M43-0194)。豚に関しては、明治30年代の記録しか管見に触れませんでした。明治31年に692頭だったものが、明治40(1907)年には6072頭と約10倍にまで増加しています(M43-0194)。このような飼育頭数増加への対応だったので、明治15(1882)年には「牛馬羊豚籍調査手続」が定められ、個体の把握が行われるようになります(M15-0091)。

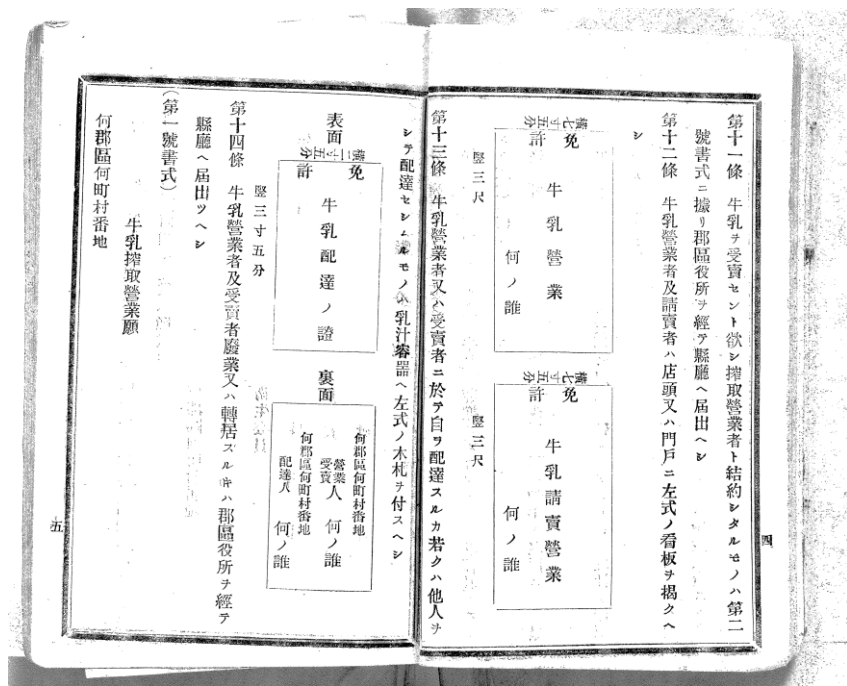
流通の環境が整い始めたのも、明治10年代に入ってからのことでした。牧畜の拡充と軌を一にしたと考えられます。明治12(1879)年3月には、牛豚屠殺売肉取締仮規則が施行されました(M12-0092)。

- ・屠殺場は外周を囲い、獣骨や臓物などを放置しないこと。
- ・食用に流通させる肉は、屠殺の際に獣医の検査と巡査の立会いが必要であること。
- ・鑑札を受けていない者が屠殺や食肉行商を営んではならないこと。

さらに、その3年後には、牛乳営業取締規則も定められます(M15-0091)。

- ・搾乳業、牛乳販売業の営業は県に届け出ること。
- ・獣医の検査を受けた牛から搾乳すること。
- ・容器、漏斗、柄杓などは陶器製かガラス製のものを用い、新鮮な牛乳を販売すること。
- ・牛疫が流行した際は、牛乳の販売を停止すること。

ともに食の安全を確保する基礎と言うべき内容であったことが分かります。



牛乳営業取締規則

外国の食習慣の影響をうけて急速に普及した食肉と牛乳は、それを追うように整備された生産基盤と流通環境に支えられ、現在でも私たちの食卓にのぼり続けているのです。

牛豚屠殺売肉取締規則は、明治 17 (1884) 年 8 月と明治 26 (1893) 年 3 月に修正されます。それに伴って、明治 17 年には牛馬羊豚屠殺及売肉取締規則、明治 26 年には屠獣場及売肉取締規則と名前を変えています (M26-0002)。名前を見る限り、明治 17 年には「仮」の規則ではなくなったようです。内容は、明治 26 年のものを確認することができますが、罰則が定められるなど格段に緻密になっています。流通を統制する態勢は、段階的に整っていったようです。いずれにせよ、明治 12 年の時点で不十分な内容の仮の規則が、とりあえず準備されねばならなかった事実は、肉食の普及の速さを窺わせます。

## 宮城県の一〇知識

### 史蹟・名勝・天然記念物

大正 8 年 (1919)、歴史遺産・自然遺産を保護するため、「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定されました。公文書館の隣にある榴ヶ岡公園の桜も、この法律により名勝に指定されていました。現在、この指定は解除されています。仙台近郊には他にも、養賢堂跡、陸奥国分寺跡、陸奥国分尼寺跡、苦竹のイチョウ (公孫樹)、林子平の墓、秋保大滝、姉滝、磐司、多賀城跡附寺跡など、多くの史蹟・名勝・天然記念物があります。

さて、すでにお気づきの方もいるかもしれません。「記念物なの？ 記念物の間違いでしょ。」と。現在、「史蹟名勝天然記念物保存法」(旧法) は廃止され、新たに「文化財保護法」(新法) が制定され国民の貴重な文化遺産を守っています。新法の下では「記念物」が正しい用語です。しかし旧法では法律名にもあるように「紀念物」が正式な名称でした。この「紀念物」と「記念物」のまぎらわしさは、当時から役人達を悩ませたようです。その苦悩の一端が榴ヶ岡にあります。

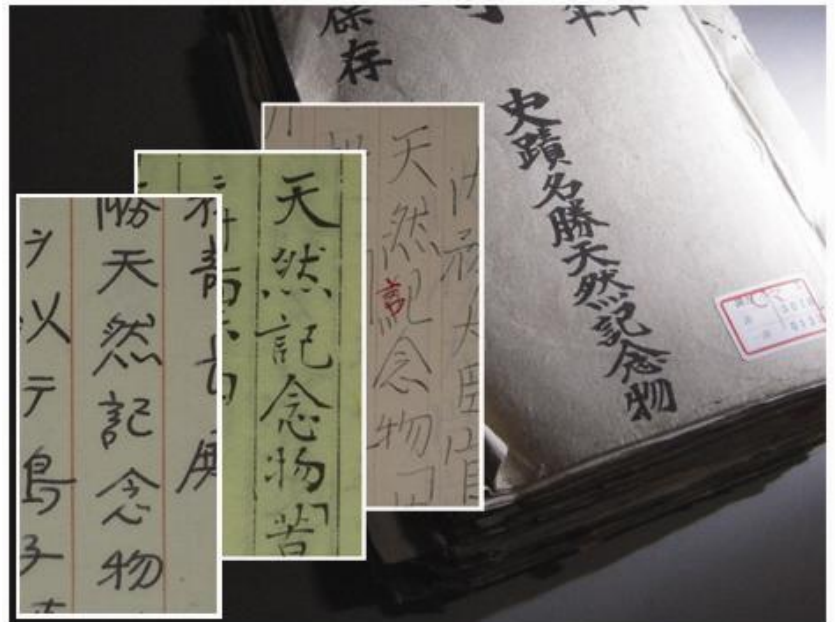
榴ヶ岡公園の北西隅、ツツジの生垣の中に石の標柱がひっそりと立っています。榴ヶ岡の桜が名勝に指定された時、それを記念するとともに指定された名勝であることを表示するために建碑されたものです。正面には「名勝榴ヶ岡 (櫻)」、左側面には「昭和三年十月建之」、そして右側面には「史蹟名勝天然記念物保存法ニ依リ大正十三年十二月内務大臣指定」と刻まれています。そうです、誤って「記念物」と刻んでしまったのです。紙の文書であれば、書き直すこともできますが、石に深々と刻まれた文字はそう簡単には直せません。



設計書を書いた役人が誤ったのか、それともこの文字を揮毫した書家が誤ったのか、今となっては真相は闇の中ですが、この誤りを責めてはいけません。どうやら「記念物」という用字はあまり一般的ではなかったようです。公文書館に所蔵されている公文書の中にも「記念物」と誤って記されるものや、正しく「記念物」と書かれているのにあえて「記」と赤ペンを入れているものまであります。榴ヶ岡公園の標柱を彫った石工も疑いなく「記念物」と彫ったのでしょう。

榴ヶ岡の他にも、苦竹のイチョウや鳴子峡でも同じ誤りを犯していました。特に鳴子峡は文部省に事が知れ、修正を要求されています。無論、簡単に直せる代物ではありません。「新たらしく作り直しなさい」と命じられたも同然です。

「記念物」と「紀念物」、意味する所に大差はありません。字も非常に似ています。しかし政府が制定した法律では、あえて「紀念物」という語を用いました。それは何故か。歴史の醍醐味はこの辺りにありそうですね。



## 公文書館の仕事「マイクロフィルム化」

当館では、所蔵している公文書等の資料をマイクロフィルムに撮影し、保存用及び閲覧用フィルムを作成しています。

マイクロフィルム化の進捗状況につきましては、現時点においては、絵図及び社寺図に関しては、復元修復の必要なもの以外はほぼ完了しております。しかし、簿冊につきましては、年代や歴史的貴重性、閲覧頻度などを考慮して進めてきておりますが、財政事情もありますことから、明治期5.4%（明治元年～10年では10.5%）、大正期4.4%程度にとどまっております。今年度は新たに、明治～大正期の鉄道関係の4簿冊について、マイクロフィルム化を行いました。

マイクロフィルムの閲覧用複製フィルムにつきましては、「閲覧申請書」を提出することにより、備え付けのマイクロフィルムリーダーで御覧いただくことができます。

また、複写をご希望される場合につきましては、「複写申請書」を提出していただき、マイクロリーダー付属のプリンターにより複写できます。マイクロフィルムリーダーの使用方法については職員にお尋ねください。複写料金は一枚10円になります。

なお、当館所蔵資料の複写物を出版したり、出版物に掲載する場合、また、複写物を展示する場合には、別途承認申請が必要となります。複写物を利用する際には事前に当館まで御相談願います。

最後に、当館では、デジタルカメラ撮影による簿冊や絵図面のデジタル化にも着手し始めたところでもあります。今後、閲覧により御利用いただけますように、検討してまいります。

## 寄贈図書

平成24年6月から7月までに、関係機関及び個人の皆様から寄贈された図書の一部を御紹介します。

東日本大震災復興記念特別展「神々への祈り」 図録

東京阿部家資料 工芸編

神奈川大学日本常民文化研究所 アチック写真vol.6

永長栄三郎家文書目録 常陸国河内郡古渡村

中村半二郎家文書目録 陸奥国閉伊郡岩泉村

東北歴史博物館

福山市教育委員会

神奈川大学 日本常民文化研究所

神奈川大学 日本常民文化研究所

神奈川大学 日本常民文化研究所

民具マンスリー 第45巻 1・2・3号

吉野作造研究第8号

新八王子市史民俗調査報告書 八王子市西部地域 恩方の民俗

新八王子市史 資料編5 近現代1

記録史料と日本近世社会VI・記録史料に関する総合的研究VII

私のこの一年 平成二十三年 (2011)

明治六大巡幸 地方の布達と人々の対応

柳川の歴史4 近世大名 立花家

柳川歴史資料集成 第六集 柳川の民俗概観II

柳川市史 史料編V 近世文書

長野県の満州移民

長野県立歴史館収蔵文書目録II

Records & Archives 22 記録と史料

沖縄県史 資料編22 The Journal and Official Correspondence

of Bernard Jean Bettelheim 1845-54 Part II (1852-54) 近世3

沖縄県史 資料編23 沖縄戦日本軍史料

神奈川大学 日本常民文化研究所

吉野作造記念館

八王子市総合政策部市史編さん室

八王子市総合政策部市史編さん室

千葉大学

津軽芳三郎様 (元宮城県副知事)

長谷川栄子様 (熊本大学非常勤講師)

柳川市史編さん室

柳川市史編さん室

柳川市史編さん室

長野県立歴史館

長野県立歴史館

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

沖縄県教育庁文化財課

沖縄県教育庁文化財課

このほか、たくさんの御寄贈がありました。ありがとうございました。

## お知らせ

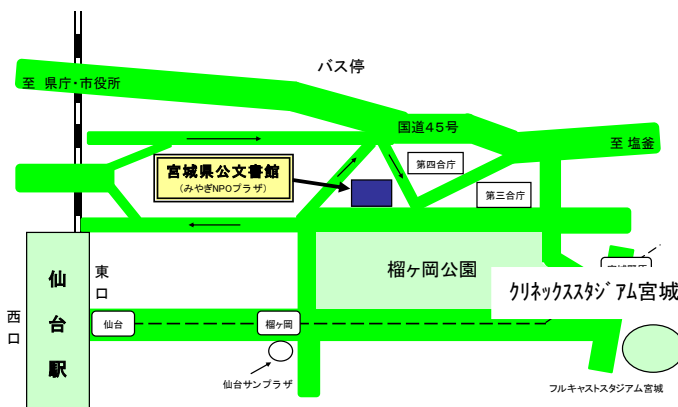
**災害復旧工事について** 宮城県公文書館では、東日本大震災により被災した建物の復旧工事が現在行われていますが、この工事は平成24年10月まで(予定)行われることになっています。閲覧者の皆様には極力支障にならないような対応に努めることとしていますが、工事期間中は、騒音や駐車場の混雑等で、御迷惑をおかけすることになります。建物の維持管理上必要な工事でありますので、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

**移転に伴う休館・開館について** 宮城県公文書館は、宮城県図書館(泉区紫山1-1-1)内に移転することになりました。移転作業のため、平成24年10月1日から休館させていただくことになりました。移転後の再開は、平成25年4月を予定しています。日程が確定しましたら、改めてお知らせいたします。

皆様には、大変御迷惑をおかけすることになりますが、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

## 利用案内

- 1 開館時間 午前9時から午後5時まで
- 2 休館日 日曜日、土曜日、国民の祝日・休日、年末年始、特別整理期間、平成24年10月1日～平成25年3月は、移転作業のため休館となります。
- 3 交通のご案内 JR仙石線榴ヶ岡駅下車(徒歩7分)  
仙台市営バス・宮城交通「第四合同庁舎前」下車(徒歩3分)



## 宮城県公文書館だより—第22号—

平成24年9月3日発行

編集発行 宮城県公文書館

〒983-0851

宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5

TEL 022-791-9333

FAX 022-297-1633

URL <http://www.pref.miyagi.jp/koubun/>

E-mail [koubun@pref.miyagi.jp](mailto:koubun@pref.miyagi.jp)